

新潟大学法学部は、社会動向の変化により生ずる新たな課題を発見し解決するために、従来の知識と発想を分野横断的に組み合わせ、公平・公正の観点から望ましい解決策を考えることができる人材を育成します。

新潟大学法学部で、自分の可能性を発見し、才能を開花させ、よりよい社会の実現に貢献しようとする学生生活を送ってみませんか。

広いキャンパスで  
楽しい大学生活を！



### 学生食堂・生協

キャンパス内には、豊富なメニューを手頃な価格で提供する学生食堂や、文房具や生活用品が揃う生協購買部など、便利な施設がたくさん！



第1食堂

### 附属図書館

中央図書館では、図書の貸出だけでなく、パソコンや各種教材を揃えた自主学習スペースも充実。日々の勉強や研究活動を強力にサポートします。



中央図書館



### 新潟大学(五十嵐キャンパス)へのアクセス

**鉄道** JR新潟駅から越後線「内野/吉田/柏崎」方面  
JR新潟大学前駅下車 徒歩約15分

**バス** 「新潟駅前」から西小針線「新潟大学」方面  
「新大正門」「新大中門」下車 徒歩約3分

### 新潟までのアクセス

**東京** 新幹線 約2時間 → **新潟**  
**自動車** 4時間 → **新潟**



飛行機所要時間



Faculty of  
**Law**  
Niigata  
University  
Faculty Guide 2024

新潟大学

法学部

学部案内 2024

## 興味・関心が、学びの第一歩

視野を広げ、能力を高め、  
可能性を広げるために

新潟大学法学部は、社会動向の変化により生ずる新たな課題を発見し解決するために、従来の知識と発想を分野横断的に組み合わせ、公平・公正の観点から望ましい解決策を考えることができる人材を育成します。

新潟大学法学部で、自分の可能性を発見し、才能を開花させ、よりよい社会の実現に貢献しようと志す学生生活を送ってみませんか。

友達と夏休みに旅行に行くとしても。海に行きたい人、山に行きたい人、西がいい人、東がいい人など、意見が一致しません。あなたならどうやって行き先を決めますか？ジャンケン、くじ引きもありますが、わたしたちの社会では、重要なことは多数決で決めるのが普通です。法律は議員の多数決で議決されますし、判決も、裁判官の多数決で決まります。

では、多数決とはどのような方法でしょう。多数決は、「半数プラス1人」とは限りません。例えば、憲法改正の発議は、衆参それぞれで総議員の3分の2の賛成が必要です。そのほかにも、憲法には「3分の2以上の多数」と書かれた条文がいくつかあります。なぜでしょう。

裁判も、単純な過半数によるとは限りません。日本では裁判官の過半数（最高裁大法廷なら15人中の8人以上の裁判官、小法廷なら5人中の3人以上の裁判官）で裁判が決まりますが、ドイツの連邦憲法裁判所は、そもそも裁判官の数が偶数の8人です（4人对4人なら合憲、5人以上が違憲の場合のみ違憲）。韓国の憲法裁判所の裁判官は9人ですが、法律を違憲にするには6人以上の裁判官が賛成しなくてはなりません（5人が違憲、4人が合憲なら合憲）。なぜでしょう。

なぜ...と疑問に思うこと。それが大学での学びの第一歩です。そして、政治や裁判においては、対立する主張の両方にそれなりの論拠があり、真実があります。法を学ぶということは、対立する主張に耳を傾け、それぞれの論拠を比較し、考量することにほかなりません。なぜ憲法や法律ではそのようなルールになっているのか、なぜ原告はそのような主張をするのか、これらのなぜ？により、奥深い社会科学の世界の扉が開かれます。新潟大学法学部には、疑問を発見し、考え、議論するためのさまざまな資料、教員、ゼミやクラスの仲間がそろっています。さまざまなことに関心を持ち、論理的でバランスの取れた判断能力を身につけてください。

なお、多数決ですが、コダヤには「全員一致は無効」という考え方があるとされます。なぜ無効なのでしょう？考えてみてください。

新潟大学法学部長

上村 都

UEMURA, Miyako

三重県生まれ。専攻は憲法学。  
岩手大学を経て、2009年に新潟大学に赴任。  
2023年4月より法学部長。



# 法曹養成プログラム（法曹コース）

新潟大学法学部では、学生のみなさんの進路選択に役立ててもらうため、**二つのプログラムを用意しています。**

一つは、「法学プログラム」。このプログラムは、法律に関心があるという人や、行政の背景にある様々な考え方に詳しい公務員になりたい人、情報のやりとりや契約のルールなどについてまとまった知識をもって民間企業に就職したいという人のための課程です。この課程と従来の教育課程とはほぼ同等のものといえ、新潟大学法学部は、これまで、官公庁や民間企業等に多数の人材を輩出してきました。また、卒業生には、様々な大学院へと進学し、さらに学びを深める人もいます。

もう一つは、「法曹養成プログラム（法曹コース）」。

このプログラムは、「法曹（裁判官・検察官・弁護士）になりたい」という明確な目的意識を持つ学生のための課程です。この課程では、「法曹」との関連が深い科目を集中的に学修することができます。この課程では、1年次から法学の専門的な学修を開始することができ、優秀な学生には、新潟大学法学部が連携協定を結んでいる慶應義塾大学大学院法務研究科、中央大学大学院法務研究科、東北大学大学院法学研究科、神戸大学大学院法学研究科に進学する途が開けています。

## 法曹養成プログラム（法曹コース）における履修

法曹養成プログラム（法曹コース）では、基本7法（憲法・行政法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法）の授業科目について、学年制限を緩和して、最短2年間で法科大学院進学のために必要な基本科目の単位を取得することが可能になります。

第1年次				第2年次			
第1ターム	第2ターム	第3ターム	第4ターム	第1ターム	第2ターム	第3ターム	第4ターム
憲法Ⅱ	憲法Ⅲ	憲法Ⅰ	公法発展	—	—	—	—
—	リーガル・システム	行政法Ⅰ	行政法Ⅱ	行政法Ⅲ	国家補償法	—	—
人文社会科学入門	民法Ⅱ	民法Ⅰ	民法Ⅲ	民法Ⅳ, 民法Ⅷ	民法Ⅴ	民法Ⅵ	民法Ⅶ, 民法Ⅸ
—	—	—	会社法Ⅰ	会社法Ⅱ	会社法Ⅲ	手形小切手法	—
—	—	—	—	民事訴訟法Ⅰ	—	民事訴訟法Ⅱ	—
刑法Ⅲ	刑法Ⅰ	刑法Ⅱ	刑法各論発展	—	—	—	—
—	—	—	—	—	刑事訴訟法Ⅰ	—	刑事訴訟法Ⅱ

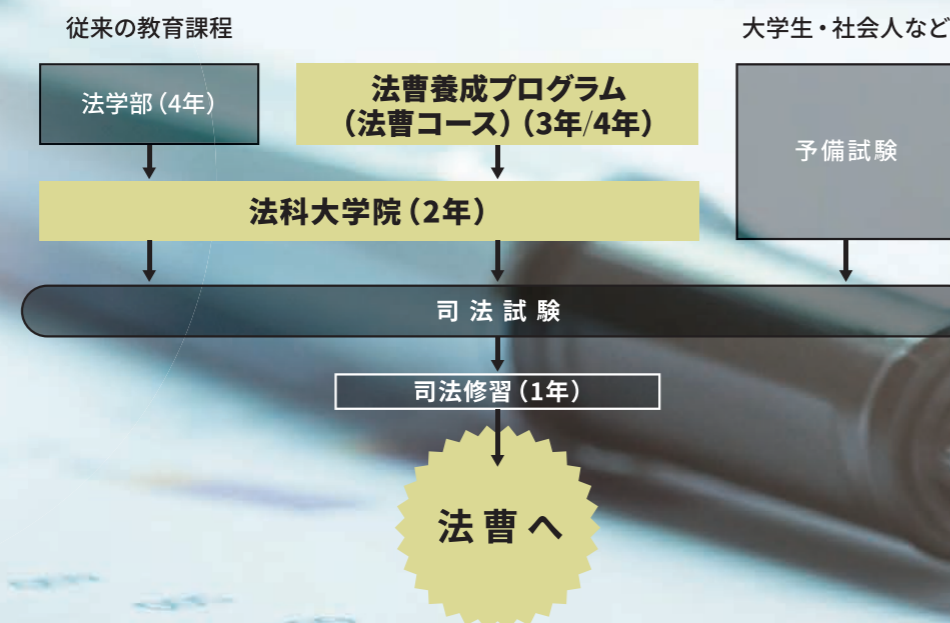
また、これらの科目とは別に、「リーガル・プロフェッション」や「法文書作成Ⅰ・Ⅱ」を法曹養成プログラム（法曹コース）向けに開設しています。「リーガル・プロフェッション」では連携先法科大学院の先生をお招きし、ロースクールの雰囲気を取り入れて経験できます。「法文書作成Ⅰ・Ⅱ」では、法曹資格を有する教員を中心に、実務経験等も含めた実践的な法文書作成の方法を学ぶことができます。さらに、基礎演習科目について法曹養成プログラム（法曹コース）専用のクラスを設け、基本判例の多角的分析を行います。

## 法曹養成プログラム（法曹コース）なら、

入学後 **最短5年** で司法試験の受験が可能に！

法曹養成プログラム（法曹コース）では、1年次から法学の専門的な学修を開始し、最短3年間で早期卒業し、連携先の法科大学院に進学することが可能です（通称「3+2」）。これにより、学修期間の短縮と経済的な負担の軽減が期待されます。

### 法曹になるまで



## 先輩の声



佐藤 としえ SATO, Toshie

2023年3月卒  
中央大学法科大学院 (2023年進学)

私は、本学の法曹養成プログラムに所属しており、4月から中央大学法科大学院に進学することになりました。

私は高校生の時から法曹を目指していたため、大学入学時に、短期間で司法試験を受験できる3+2制度があると知り、1年生から法曹コースに所属しました。そして、早期卒業を目指し勉強に励みました。

法曹コースのメリットとして、1年次から基本7法科目の授業を履修できる点が挙げられます。早い段階からの専門科目の履修には不安もありましたが、授業では基本的な知識から学ぶことができ、質問をすると先生方が丁寧に答えてくださるので、楽しく法律の勉強を進められました。また、2年次に履修する、憲法・民法・刑法の基礎演習には、法曹コース専用のものがあり、私はそれを履修しました。グループで重要判例を調べ報告する授業ですが、同じ目標を持つ友人と勉強する機会が、とても刺激になったと感じています。

授業以外では、法曹を目指す友人と、過去問の起案をし、添削し合っていました。また、法科大学院の受験の際は、ゼミの担当の先生が熱心に指導してくださったおかげで、合格することができました。

法曹になることは簡単ではないと思いますが、地道に継続して勉強を続けるのが大切だと思います。新潟大学法学部は、日々努力する学生や親身に相談に乗ってくださる先生方が多く、法曹を目指す人にも良い学習環境が整っています。ぜひ入学してみたいか教えてください。



佐藤 紘貴 SATO, Koki

2023年3月卒  
東北大学法科大学院 (2023年進学)

私は、法曹コースに3年間在籍し、早期卒業をすることができ、春から東北大学法科大学院へ進学することとなりました。

私は法曹になることを志して大学に入学したため、少しでも早く法曹になるために法曹コースを選択し、早期卒業を目指すことにしました。そして、法曹コース制度で1年生の最初の学期から法律専門科目を履修しました。最初の頃は2年生以上の方と同様に扱われるため、前知識を補いながら授業を受けることに苦労することもありましたが、結果的に法律知識の習得が進み、早期卒業することができ、良かったと思っています。

本学には法曹を志す者が多く入部する司法研究会という部活もあり、法曹を志す友人や先輩との関係も築きやすかったです。また、実務家教員の講義や指導を受けることができたのも大きいです。ロースクール入試や司法試験では、論述式問題に多く点数が割り振られています。論述の勉強は独りよがりのものでないが、自分の悪い癖等に気づきにくいため、法曹を目指す友人や先輩、実務家教員から答案を見てもらい、学習を進めていくことがとても重要であるからです。

このように新潟大学法学部では、講義が充実し、部活動を通して法曹を目指す友達や先輩とつながりやすく、実務家教員からの指導も受けられるため、司法試験に向けて必要な学習をできる環境が整っています。ぜひ、新潟大学法学部で法律を学んでみてはいかがでしょうか。

# 学びの特徴

## 3つの学修ステップ

学生一人ひとりの着実かつ効果的な学習を推進するため、新潟大学法学部は、大学の4年間で、3段階の教育ステップに分けてカリキュラムを設計しています。各年度は、学生の学修効果を高めるために4つのタームに分かれています(クォーター制)。このカリキュラムによって、効率的に4年間の学修を進め、卒業後の進路選択に必要な能力を身につけることができます。

### 大学教育開始

●効果的な学習技法の習得、専門的学修のための基礎学力の涵養

step  
1

1年次第1タームから、高校までの学びから大学での学びへと転換するために、導入教育科目を開講し、①大学で学ぶ、②人文社会科学を学ぶ、③法学部で学ぶ、の3層に必要な基礎的能力の涵養を行います。具体的には、①大学教育を受けるにあたって必要なスキルの涵養＝「スタディ・スキルズ」、②人文社会科学を学ぶ上で必要な基礎的な知識の涵養＝「人文社会科学入門」、③法学部で学ぶために必要な知識と専門的な学修のための基礎知識の涵養＝「リーガル・システム」が開講されます。「人文社会科学入門」「リーガル・システム」は、複数の専門分野の教員がオムニバス形式で講義を行い、次のステップへの案内役を果たします。

スタディ・スキルズ

人文社会科学入門

リーガル・システム

### 市民社会のルール学修

●法学の基礎知識の習得と議論に基づく基礎知識の定着  
●多彩な専門科目による興味関心の深化と展開

step  
2

1年次第2タームから2年次第3タームにかけては、法学の基礎知識を習得し、法学的思考の定着を図ります。具体的には、憲法・民法・刑法の3科目を基幹科目として位置づけ、知識をインプットする「基幹講義科目」と、アウトプットを目的とする「基礎演習科目」をセットで開講します。そのうえで、2年次第3タームから3年次の間、法学・政治学の様々な専門科目を履修することで、我々が暮らす市民社会の維持・発展のために必要不可欠なルールの基礎を習得します。また、実務家等による講義科目や行政活動の現場で活躍するゲストによる講義科目を開講することにより、将来の進路選択の幅を広げます。

基幹講義科目+基礎演習科目

各種法律系・政治系科目

現場主義科目

### 学修完成

●社会的課題の解決に向けた実践的な思考力の涵養による学びの完成

step  
3

最後のステップにおいては、これまでのステップで学んだことを踏まえて、社会で実際に生起している諸課題を認識し、それに対してどのような解決策が与えられるかを実践的に考え、知識・理論と実践との接合を図ります。具体的には、「現代社会と法」を開講し、講義形式のみならずシンポジウムにおけるディスカッションを通じて、理論と現場の協働の営みを体感してもらいます。この科目では、技術・消費者・災害・ライフサイエンスなどの先端的な法学関連領域を扱います。さらに、法政演習・卒業研究を通じて「ジュニア・リサーチ・ペーパー(JRP)」を執筆することで、学修の総仕上げをします。

現代社会と法

法政演習Ⅰ・Ⅱ

卒業研究Ⅰ・Ⅱ

ジュニア・リサーチ・ペーパー

## 少人数教育

新潟大学法学部では、各学年に応じて、1人の教員がそれぞれ10人程度の学生をきめ細やかに指導する少人数教育を実施しています。1年次の「スタディ・スキルズ」、2年次の「基礎演習」のほか、3年次に「法政演習Ⅰ・Ⅱ」、4年次に「卒業研究Ⅰ・Ⅱ」が用意されています。教員と学生との距離が近づくため、学びの幅が広がるのみならず、人間形成の一環としても重要な位置づけを有しています。  
※特記なき限り、法学プログラムと法曹養成プログラム(法曹コース)で共通の内容となります。

### スタディ・スキルズ(1年次)

ノートの取り方、文章の要約やレポートの作成法など、大学生としての基本的な学習のための技法のみならず、プレゼンテーションや討論を通じて法学部生として必要な基礎的な知識や技術を習得することを目的とする必修科目です。大教室での講義(大クラス)と少人数での実習(小クラス)を組み合わせ、効果的な技法の習得を図ります。



### 基礎演習(2年次)

学生自らの主体的・能動的学修を通じて、基幹講義科目の基礎的な知識の定着を図ることを目的に、選択必修科目として各種基礎演習がおかれています。最高裁の重要判例について報告し議論を行う憲法基礎演習・民法基礎演習、刑事法分野全体を通観する教科書を素材に重要論点について報告・議論する刑法基礎演習があります。また、それぞれの基礎演習クラスには、法曹養成プログラム(法曹コース)向けのクラスがあります。



### 法政演習Ⅰ・Ⅱ(3年次)

各教員の専門分野をより深く理解することを目的として、3年次から少人数のゼミナール(法政演習)に所属します。ゼミの中で、学生が能動的に調査・報告・議論することで知識を深化させると同時に、他者と協調することを通じて社会人として必要な能力の基礎を身につけていきます。法政演習は4年次に履修する卒業研究の基礎力を養います。



### 卒業研究Ⅰ・Ⅱ/ ジュニア・リサーチ・ペーパー(4年次)

法政演習と同じ教員の指導のもと、研究の成果を「JRP」として論文にまとめる必修科目です。各自が興味を持って設定したテーマについてさらに深く掘り下げ、1万字以上の論文を執筆します。また1月末にはJRP発表会が開催され、多数の学生や教員の前で、JRPのプレゼンテーションを行います。法曹養成プログラム(法曹コース)では、連携協定校に進学する道も用意されています。

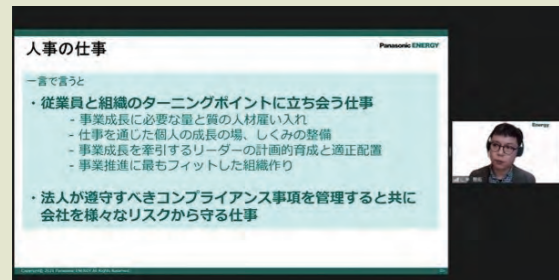
# 学びの特徴

## 現場主義

新潟大学法学部では、各界の第一線で活躍されている方々をお招きし、講義室に「現場」を取り入れるユニークな授業を行っており、インターンシップと併せて「現場主義」を実現しています。特定の分野にスポットを当てて講師を招く「司法書士と法」「新潟市の行政」のほか、多様な分野の講師による「賢人会議」があり、いずれも人気の講義です。講師の先生の中には、新潟大学法学部の卒業生もあり、自分の将来を具体的に考えられるきっかけとなっています。

## 賢人会議

様々な分野で活躍する「賢人」を招き、大学の教室にいなから、実社会について学びます。仕事内容や経験談を賢人から直接聞くことで、進路についての関心や学修へのインセンティブを高めます。



パナソニック エナジー株式会社 山岸智拓様  
※2022年度はオンライン授業

### 2022年度「賢人会議」講師(出講師, 肩書は出講当時のもの)

- 菊池則明 (新潟家庭裁判所長)
- 米田祐子 (特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーむ就労支援事業担当・元グリーンピースジャパン事務局長)
- 永幡無二雄 (新潟地方検察庁検事正)
- 林ひとみ (国税庁調査査察部調査課課長補佐)
- 佐藤博亮 (JICA 専門嘱託職員・元 JICA 青年海外協力隊)
- 笛木隆弘 (新潟県総務部人事課主任)
- 岡田理絵 (徳島県議会議員)
- 浦部真衣 (新潟市地域教育推進課副主査)・関川貴大 (新潟市納税課副主査)
- 山岸智拓 (パナソニック エナジー株式会社直轄人事部人事 2 課課長)
- 井上睦子 (文部科学省科学技術学術政策局 産業連携・地域振興課長)
- 堀川直子 (新潟地方裁判所三条支部裁判所書記官)・松野和幸 (新潟地方裁判所裁判所事務官)
- 阪口英子 (弁護士法人本町国際総合法律事務所・弁護士)
- 高山真緒 (法務省中部地方更生保護委員会・保護観察官)
- 生田聖子 (日本放送協会チーフプロデューサー)

## インターンシップ

将来の職業選択の参考とするため、様々な業界の現場において1~4週間にわたって就業体験を行う、「現場主義」を体現した科目です。

1997年に国立大学の法学部では初めて正規科目として「インターンシップ・プログラム」を導入して以来、実習先は、例年、金融・メーカー・サービス業・官公庁と多岐にわたります。「働くこと」と「学ぶこと」の意義を再確認し、就職活動へのモチベーションを上げる絶好の機会となっています。

新型コロナウイルス感染拡大の状況を経て、2022年度は3年ぶりの実施となりました。

### 2022年度インターンシップ受け入れ先

関東財務局新潟財務事務所、新潟県庁、群馬県庁、山形県庁、秋田県庁、新潟市役所、上越市役所、岡崎市役所、第四北越銀行、野村證券株式会社新潟支店、青山法律事務所

## 地域政策協働センター (GPNet)

法学部に設置された地域政策協働センターは、行政や地域の現場に学生を送り込むことにより、法学部が掲げる「現場主義」の一翼を担っています。2022年度は、新潟県選挙管理委員会が主宰するNiigata 選挙カレッジや燕市が主宰する燕ジョイ活動部(つばめ若者会議)に学生を派遣した他、燕市まちづくり条例見直し検討会議に参加し、市役所職員や市民とともに議論したり、県内市町村の若手議員を交えて Niigata 選挙カレッジと共催で意見交換会を企画したりしました。



昨年度の若手議員との意見交換会の様子

# 2023年度 法学部提供予定科目

※一部、提供予定科目に変更の可能性があります。

法律系科目			政治系科目	演習科目	外国語による科目	特色ある科目
憲法Ⅰ～Ⅲ	憲法訴訟	公法発展	政治学Ⅰ・Ⅱ	憲法基礎演習	Introduction to Japanese LawⅡ, Basic	スタディ・スキルズ
行政法Ⅰ～Ⅲ	国家補償法	自治体法	行政学Ⅰ・Ⅱ	民法基礎演習	Comparative Constitutional Law	人文社会科学入門
国際組織法	教育法	租税法	日本政治外交史Ⅱ	刑法基礎演習	Japanese Family Law and Society, Basic	リーガル・システム
民法Ⅰ～Ⅸ	消費者法	生命倫理	日本政治史	外国研究基礎演習	Introduction to Japanese Politics and Diplomacy, Basic	インターンシップ
会社法Ⅰ～Ⅲ	企業取引法	手形小切手法	政治制度論	領域関連演習	East Asian Studies, Basic	キャリア形成と自己実現
保険法	法哲学	民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ	戦後日本政党史	法文書作成Ⅰ・Ⅱ		賢人会議Ⅰ・Ⅱ
倒産法	刑法Ⅰ～Ⅲ	刑法各論発展	選挙学	法政演習Ⅰ・Ⅱ		新潟を学ぶ
刑事法発展	被害者学	刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ	アメリカの政治	卒業研究Ⅰ・Ⅱ		新潟市の行政
経済法Ⅰ・Ⅱ	知的財産法Ⅰ・Ⅱ	情報法Ⅰ・Ⅱ	国際関係論	ジュニア・リサーチ・ペーパー		司法書士と法
情報セキュリティと法Ⅰ・Ⅱ	社会と情報	社会保障法Ⅰ・Ⅱ	中国政治基礎			法医学Ⅰ・Ⅱ
社会福祉法制	労働法Ⅰ・Ⅱ	国際法	政策科学概論			リーガル・プロフェッション
法社会学	英米法	ジェンダー論	政策評価論			現代社会と法
			公共政策			
			自治体政策論			

## より深める

### 全学分野横断創生(NICE)プログラム

社会には、一つの学問領域ではとらえきれない事象がたくさんあります。そこで、総合大学としての豊富な教育資源を有する新潟大学では、法学部の学問の専門分野(メジャー)だけでなく、学部の枠を超えて複数の分野を横断して学ぶことのできる仕組み(全学分野横断創生(NICE)プログラム)を設けています。アドバイザーなどのサポートの下で、3種類のマイナー(副専攻)を、学生の皆さんの興味・関心や問題意識に沿った学修を進め、一定の単位数を取得すると、修了証が発行されます。

NICEの詳細については新潟大学のNICEのサイトをご参照ください。  
<https://www.iess.niigata-u.ac.jp/niceprogram/index.html>

### 資料室

法学部資料室は、法学・政治学に関する雑誌・図書を所蔵しています。法令集・判例集・辞書・白書等のほかに、授業・レポート・ゼミ発表などの資料収集のためのデータベースも備えています。その他にも授業や勉学に関するさまざまな窓口になっており、学生をサポートします。大いに資料室を活用してください。



# 年間スケジュール

学生は、自分の関心や将来の職業選択に沿って、タムごとに履修する科目を自分で選択します。授業の他にも部活動や大学のイベントを楽しんだり、資格試験に挑戦したり、休暇に旅行するなど、自分で学生生活をデザインします。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
入学式 黎明祭		開学記念日		オープンキャンパス		新大祭					卒業式
ガイダンス・聴講登録		第1ターム試験	第2ターム試験	集中講義	聴講登録	第3ターム試験	スピーチコンテスト			第4ターム試験	
1年次スタディ・スキルズ開始				サマーゼミ ナーなどに参加			語学試験や法学検定に挑戦				
2年次基礎演習開始		留学・サマーセミナー説明会		インターンシップに参加			次年度の所属ゼミ(法政演習)決定				
3年次ゼミ(法政演習)開始						交換留学生来校			JRP発表会		
4年次ゼミ(卒業研究)開始											
第1ターム	第2ターム	第3ターム	夏期休業	第4ターム	第1ターム	第2ターム	冬期休業	第3ターム	第4ターム	春期休業	

憲法

## 少ない条文の背後にある多くの歴史や理論を手掛かりにして今起きている問題にアプローチする

山本 真敬 YAMAMOTO, Masahiro 准教授

皆さんは、憲法（日本国憲法）について、小学校から高校まで繰り返し学習しており、憲法の3大原則として「国民主権」・「基本的人権の尊重」・「平和主義」があることや、憲法が法のなかで特に重要なものとされていることも、耳にしたことがあるはずですが。

憲法は、公権力の組織を主権者が構成することに関わる（国民主権）だけでなく、そのようにして主権者の代表から構成された公権力であってもなお侵害し得ない諸個人の基本的な権利を保障するために様々な仕組みを設けています（基本的人権の尊重）。さらに日本国憲法の場合には、その歴史的出自から「陸海空軍その他の戦力」を「保持」しないという平和主義を採用しています。

もともと、憲法は103条しかなく、さらに抽象度の極めて高い条文も多いことから、条文の解釈にあたっては、判例や学説を手掛かりにすることが必要となるのみならず、近代憲法が誕生した歴史的経緯や人権思想をも手掛かりにする必要があります。憲法が保障する権利はまずは公権力に対抗するものと考えられます（日本国憲法99条参照）、しかし現代では、例えばヘイトスピーチやビッグデータとプライバシー保護といったように、私人間でも「人権」をめぐる様々な問題が生じています。

このような現代的な問題を考える場合でも、そもそも憲法（に定められた様々な仕組み）がどのようにして、どのようなものとして誕生し展開してきたのかを知り、そのうえで現代的な諸問題にアプローチすることが、必須のものとなります。

そこで法学部の憲法の講義では、様々な現代的な諸問題をも視野に入れつつ、基本的な概念や、重要な判例・学説、そしてそれらを支える思想的・歴史的背景などを解説します。講義の中で、憲法がいかなる意味で重要なのかに触れてみてください。また、演習（ゼミナール）は、担当教員によって様々なあり方で行われますが、わたしの担当する演習では、判例や学説、諸制度、歴史・思想、時事問題といったテーマを発表班の学生が自由に選択し、授業中にプレゼンテーションを行い、学生どうして議論して理解を深めてもらうようにしています。

憲法が人間が人間であるがゆえに保障されるべき基本的な権利の保障に関わる以上、憲法の理解は、法曹や公務員だけでなく、市民としても必須のものと考えます。新潟大学法学部で、一緒に憲法の勉強をしてみませんか。



山本真敬ゼミ 2022年度4年生一同

入学以前の憲法へのイメージは、社会の授業で習った堅苦しく漠然としたものでした。身近に目にする法は刑法や民法が圧倒的に多く、憲法は他の法律よりも遠いもの感じていました。

大学で憲法を学び、憲法は身近な『当たり前』に関係しているということに気づきました。人権分野では、例えば平等権や生存権、参政権といった分野を学びましたが、それぞれの分野で多くの判例があり、学説でも多く議論されていることを知り、一つの条文から話が広がっていく憲法の世界の奥深さを感じました。具体的な例を1つ挙げると、選挙権を平等に行使できることにも憲法の規定が関わっていることを、日本海外に居住する日本人、事情により他者の援助を受けている人が選挙権を獲得するまでの過程で起こった事件に関する、実際の最高裁判決にも立ち入って具体的に学びます。このように一口に選挙権と言っても、平等権の規定や、民主主義の趣旨や選挙制度の改革といった論点から事件を見つめ直すことで、自分たちの生活の『当たり前』が憲法に関連していることに気づかされます。

私たちの憲法ゼミでは、グループごとに興味のあるテーマを設定し、研究・発表したものに基づいて参加者全員で議論をしています。発表テーマや授業の進行は自分たちで考えるため、主体性や協調性といった

社会人に必要な力が身につきます。資料の選択や適切な説明、議論の進行を短期間で準備することに苦戦することもありますが、その分大きなやりがいにつながっています。これまでは、時事的な問題として同性婚や夫婦別姓、情報公開制度、統治機構論から考える選挙制度の在り方というように多様な分野を取り上げました。他の班のテーマや、議論の中で出会う新たな考えから自分たちの学びがより深まりました。与えられた内容を受け身で学ぶ講義とは異なり、自分の好きな分野についての理解を深められるという点で他にはないやりがいを感じます。特徴として、学生同士の普段の交流だけでなく、先生と学生間のコミュニケーションの機会が多いことがあげられます。そのため、疑問点や自分の考えを隠すことなく発することができます。失敗することもあります。学生同士で高め合い、目標意識を持って活動することができます。

情報法

## デジタル社会に向けて個人の権利利益の保護と個人データ利用の両立を考える

鈴木 正朝 SUZUKI, Masatomo 教授

「情報法」は、情報に関する法を探究する研究分野です。情報という切り口で、プライバシーの権利や表現の自由のような「憲法」に関する問題や、電子商取引のような「民法」に関する問題、不正アクセス禁止法のような「刑法」に関する問題など、基本科目を横断するテーマを扱います。従って、基本科目を履修した3、4年次の選択科目の1つになります。私の講義では、主に個人情報保護法とプライバシーの権利を中心に、公文書管理法や情報公開法等に触れながら、あるべきデータ保護法制についてお話しします。

皆さんは、日常的にスマホでネットに接続し、多くのコンテンツを閲覧しネット上のサービスを受けていると思います。スマホはAndroidやiPhone、パソコンはWindowsかMac OSを使っているのではないでしょうか。SNSもメッセージングも多くが北米を中心とした外国企業です。利用者の個人データは国境を意識することなく日々グローバルに流通しており、一国の法律だけでは個人データ保護にも限界があります。日米欧等で協調し、ルールの調和を図り、法執行の協力体制を構築していく必要があります。EU・米国やOECDのデータ保護法も勉強します。

個人情報保護法制は、かつて3つの法律があり、さらに2000を超える条例があって、個人情報などの定義も義務規定の内容も微妙に異なっていました。2023年4月からは、それらが1つの法律にまとまり、権限も個人情報保護委員会に集中することになりました。皆さんはこの新個人情報保護法から学ぶことになります。

国際的には、欧米との交渉窓口も一本化され、協調体制の強化に向かうでしょう。国内では、医療AI等の研究開発や創薬のために、個人の権利利

益を侵害することなく、品質のよい個人データ（仮名加工データ）を大量に二次利用できるための法制度の制定が進み、自動走行車の車載センサーによる歩行者映り込み問題等も解決に向かうでしょう。本格的なデータ駆動社会のはじまりです。

一方、GIGAスクール（個別最適化教育）における教育用個人データの利用や、子の見守り政策における個人データ利用において、行政は、データ処理によって児童生徒を選別し、評価・決定することになります。個人情報保護法はその際の適切性が確保されるように行政を規律し、データ処理の濫用から個人の権利利益を保護しなければなりません。よりよく機能するよう法改正も必要です。

さて、個人データ保護法制はそもそも何のために制定されてきたのでしょうか。その役割を歴史的に振り返ってみるならば、1つには、ナチスのパンチカードシステムによる人間（ユダヤ人）の選別と評価・決定の問題に行き着くとも言えるかもしれません。ホロコーストをデータ処理が支援してきた側面に着目するわけです。そうした大きな人権侵害の問題に限らず、今日では、医学部入試の女子差別事件も個人データ保護法制の観点から問題にすることができ、入試という利用目的に関連性のない性別というデータを処理し、女子受験生を選別し、不適切な評価・決定が行われていたからです。

こうした問題を従来は、自己情報コントロール権という考え方から説明してきましたが、はたしてそうであろうかと私は疑問をもっています。教室では学会での論争の最前線も紹介していければいいなと思っています。

鈴木正朝ゼミ 遠田野及夏 ENTA, Nonoka 法学部4年

皆さんは「情報法」という科目をご存知でしょうか。高校で学んだ憲法や、小説やドラマなどで登場する刑法や民法といった基本科目と違って、あまり馴染みのない科目かもしれません。

一方で、メディア上では、個人情報・プライバシーの保護やマイナンバー制度に関する話題、SNS上の誹謗中傷問題などが頻繁にとりあげられています。私たちも、ネットでの情報収集や友人等とのやりとり、Suicaなどの電子決済利用は当たり前の機能として、今やスマホなくては生活ができないくらいになっています。行政をみても新たに個人情報保護委員会やデジタル庁などが新設され、新しい法律もできています。

こうしたデジタル社会にはそれを支える法制度があり、新たな制度も必要になります。ネット上の日常生活においてもリアルな世界同様に法的トラブルも発生します。それゆえ、社会生活においても、いかに情報を取り扱うべきなのか、どうトラブルを対処するのかが重要な知識となります。

ゼミでは、3年の時は、プライバシー権生成や個人情報保護法の理解など基礎的な勉強をします。4年になるとジュニア・リサーチ・ペーパー（JRP）といういわゆる卒論を執筆するために、各自テーマを選んで、専門書や論文、判例を収集して、読みながらゼミで中間報告をして議論し、先生に相談・修正を繰り返しながら仕上げしていきます。例えば、今年のJRPのテーマとしては、「ゲムデータと個人情報保護法」や「顔認識システムの導入」の問題、「実名報道」のあり方について、「デジタルアート分野におけるNFT活用の法的問題」などがありました。情報法の分野は幅広いいため、特に興味のあるテーマを自由に選定し研究できることが魅力です。

情報法は比較的新しい分野であるため、常に変化・発展しています。だからこそ、今後こういう法制度になるべきだという意見を持ちつつ、主体的に学ぶことができます。ぜひ馴染みのない分野にも挑戦し、学んでみませんか。



## 外国語で法学・政治学を学ぶ

新潟大学法学部では、学生が卒業後に国際社会と地域社会にまたがって活躍できるように、外国語を学ぶプログラムのみならず、外国語で法学・政治学を学ぶことのできる段階的なプログラム群を提供しています。自分自身の能力や経験に応じて、最適なプログラムを選ぶことができます。

法学部専門科目		交換留学	法学部専門科目	
アカデミック英語入門・iStep など			法政演習	卒業研究
初修外国語（ドイツ語・中国語・フランス語など）		<ul style="list-style-type: none"> <li>●プリストル大学（英国）</li> <li>●ミュンスター大学（ドイツ）</li> <li>●北京大学（中国）</li> <li>●アルバータ大学（カナダ）</li> <li>●仁荷大学／漢陽大学（韓国）</li> <li>●ナント大学（フランス）</li> </ul> など	英語による専門科目 外国人教員による集中講義	
サマーセミナー	英語による専門科目 外国人教員による集中講義			
1年生	2年生	3年生	4年生	

※履修モデル

### TOPIC 1 海外セミナー（ショートプログラム）



夏期・春期の長期休暇等を利用して、1週間から1ヶ月程度、海外の大学に滞在して語学・専門科目を学習するプログラムを提供しています。

#### 【2022年度プログラム例】

夏期：韓国サマーセミナー・オンライン（漢陽大学）、カナダ・サマーセミナー・オンライン（アルバータ大学）、オタゴ大学英語研修・オンライン、西シドニー大学国際交流プログラム、北京師範大学サマーセミナー  
春期：オタゴ大学英語研修・オンライン、シンガポール・スプリングセミナー・オンライン、オーストラリア多文化共生社会体験プログラム

### TOPIC 2 英語で法学・政治学を学ぶ

新潟にいながら、留学生とともに、英語で法学・政治学を学ぶことのできる科目を提供しています。日本語による類似の専門科目と併せて履修することで、効果的な学習が期待できます。海外への本格的な留学に向けた事前対策として、また留学後のフォローアップとして活用している学生もいます。

〔開講科目例〕Comparative Constitutional Law/Introduction to Japanese Law II, Basic/East Asian Studies, Basic/Japanese Family Law and Society, Basic/Chinese Politics, Basic/Introduction to Japanese Politics and Diplomacy, Basic

また、とくに英語力を強化したい学生は、全学が提供する短期集中科目iStep (Intensive-Short Term English Program)を受講することもできます（受講できる人数には制限があります）。



### TOPIC 3 外国人教員から法学・政治学を学ぶ

協定大学であるドイツ・ミュンスター大学、中国・北京大学などの教員を招聘し、講義を提供しています。新潟にいながら、各国の「法律と政治の現在」について、学ぶことができます。

〔開講科目例〕Introduction to Western legal System、中国外交入門、中国外交基礎、中国政治入門、現代中国政治入門など

### スピーチコンテスト

法学部では、法学会主催のスピーチコンテストが毎年開催されます。英語部門をはじめ、中国語、ドイツ語、フランス語の部門があり、留学経験者はもちろん、海外経験がない学生も多数参加します。スピーチの内容は留学体験や趣味、社会問題など様々で、学生が外国語で自由に自己表現できる恒例のイベントになっています。



## 学部間交流協定校への留学

新潟大学と海外の協定校との間で結ばれている交流協定にもとづいて留学する制度があります。そのうち、「学生交換協定にもとづく留学」の場合は、新潟大学法学部に在学したまま、半年または1年間海外の協定締結大学で学ぶことになります。留学先の大学との単位互換がなされますので、留学期間を含めて4年で卒業することも可能です。

交換留学を希望する学生は、学内選考および協定校での選考を経て、半年または1年間協定校へ派遣されます（留学期間は本学の修業年限に算入され、「授業料不徴収」協定が結ばれている場合、本学に授業料を納めれば、協定校へ授業料を支払う必要がありません）。



### アルバータ大学 University of Alberta (CANADA)

1908年に創立され、首相も数多く輩出している名門の州立総合大学。カナダ中西部に位置し、雄大な自然の中で快適な学生生活を実現できる。学生は3万7千人、留学生は4千人を超える、カナダで2番目に大きな大学である。



### ブリストル大学 University of Bristol (U.K.)

『宝島』の舞台となった南西イングランドの港町ブリストルにある、1872年創立の歴史ある名門大学。教育や研究面でトップクラス、「住みたい街」としてもトップクラスゆえに学生に人気の高い大学。本学との協定交流はもっとも古く1989年から。



### ミュンスター大学 University of Münster (GERMANY)

ミュンスター大学は、北ドイツの西部（オランダとの国境の近く）の町、ミュンスター（Münster）にある、ノルトライン・ヴェストファーレン州の州立大学である。現在の法学部学生総数は約6千人で、本学部とは1998年に学生交換協定を締結した。



### ナント大学 University of Nantes (FRANCE)

フランスで有数の規模を誇る総合大学であり留学生も多い。新潟市の姉妹都市であり、フランス人から「住みたい街」に選ばれる文化都市ナントに位置する。2018年に法学部間交流協定が結ばれ、活発な交流が始まっている。



### 北京大学 Peking University (CHINA)

古くは燕京の美名で呼ばれた古都・北京に位置する。清末の1898年に創立された中国で最も歴史のある大学でもある。言うまでもなく中国一の名門校であり、その名前を知らない人はいないだろう。法学院および国際関係学院との間で長い交流の歴史をもつ。



### 外交学院 China Foreign Affairs University (CHINA)

中国外務省が所轄する唯一の大学で、1955年に設立され、建学当初は外交官の養成機関であった。今日でも国際交流に携わる人材を多方面にわたり輩出している。入学難易度は全国トップクラスに位置し、重点大学の上位校と肩を並べる。



### 仁荷大学 Inha University (KOREA)

仁川特別市に位置する名門の総合大学であり1954年創立。仁川には国際空港が位置するほか、古くからの港湾都市であり、海に近い風光明媚なキャンパスを有している。社会科学学院政治外交学科と緊密な交流を続けてきた。







# 先輩の声

## 第76期司法修習生

### 西田 楓人 NISHIDA, Futo 2022年3月卒

皆さん、はじめまして。私は、令和3年度司法試験予備試験に合格後、法曹コース三年次早期卒業制度により、新潟大学法学部を卒業後、令和4年度司法試験に合格しました。現在は司法修習生として、法曹の一員になるべく、日々、様々なことを学ばせていただいています。

私は、中学生の頃から、弁護士になりたいと考えており、新潟大学法学部に入学して直ぐ、司法試験に合格するための学習を開始しました。当初は、一般的なルートである、法科大学院に進学した後に司法試験を受験することを考えていましたが、先輩のすすめもあり、予備試験を受験し、合格することができました。予備試験は、難関試験の一つであり、新潟大学の先輩にも在学中に合格された方はおらず、私自身もまさか自分が合格できるのではというのが、率直な感想でした。

私が、予備試験に合格することができた大きな要因は新潟大学の環境にあると思います。新潟大学では、

法曹コース制度が導入されたとはいえ、まだまだ法曹を目指す学生は少数派であり、一見すると、法曹を目指すには適さない環境であるように感じる方もいらっしゃるかもしれません。しかし、法曹志望者が少数であるということは、同じ夢を持つ同期や先輩・後輩、夢に向けて背中を押してくれる先生方と至近距離で接することができるということを意味します。実際に、私は、授業の終わりやコア・タイムを利用して、先生に質問をしたり、答案を添削していただいたりしたほか、同期や先輩・後輩と自主ゼミを組んだり、司法研究会という組織を創設したりして、切磋琢磨しながら学習に取り組んでいました。こういった周囲との濃厚な関わりは、他大学では経験できない貴重なものだと思います。

もちろん、法曹を志していない学生にとっても、新潟大学の環境は素晴らしいものです。熱意のある先生、優秀な学生、充実した設備、あげればキリがありませんが、各自の将来の夢を叶えるため、関係者全員が最大限の努力をし、素晴らしい環境が整っていると思います。新潟大学法学部では、意欲のある学生に対しては、それに応えることができるよう、最大限の努力をさせていただきます。私自身も、法曹になるため以外の様々なことを学び、経験させていただきました。

みなさんも、新潟大学法学部で、充実したキャンパスライフを送ってほしいと思います。



## 東京電設サービス株式会社

### 佐藤 彩奈 SATOU, Ayana 2021年3月卒

私は現在、インフラ設備の保守点検などを行う会社の法務グループに所属しています。主な日常業務としては、これからお取引を行う会社の経営状況等を確認し、お取引の信用力を調査する与信審査や、お取引先と取引を行うにあたり締結する契約書のリーガルチェック、お取引の進捗に伴う営業担当者からの法務相談対応などを行っています。また、社内のコンプライアンス意識向上のため、会社の事業と密接に関わりのある法令研修の開催、契約書の読み方についてのガイドブック作成などに取り組んでいます。

法務グループと聞くと、デスクに座って六法を開き、契約書を黙々とチェックしているような堅いイメージをお持ちの方もいらっしゃるかと思います。ですが実際は、そんなことはありません。例えばメールでの法務相談においても、文面だけですと詳細が分かりづらいため、直接相談者に案件の詳細をお聞きし、相談者の懸念点は何か、論点はどこにあるのかを整理したり、会社のかかえるリスクを低減するための事業スキームを営業担当者と一緒に考えたり、関係者と都度コミュニケーションを取りながらお仕事をしています。

上記のようなお仕事をされる際、法学部で学んだ知識やゼミでの経験が活かされると感じます。私が大学時代に所属していた刑事訴訟法ゼミでは、判例について内容を整理し、問題の所在や関係する条文を明らかにしたうえで、裁判官の判断についてゼミ

生同士で意見交換を行っていました。ゼミで行っていた判例整理の方法は、現在相談者からのご相談に対し回答書を作成する際の、根幹的にある考え方となっています。

ここまで真面目な話ばかりしてしまいましたが、大学生活は勉強だけではなく、サークル活動や新たな友達との出会いなど、楽しいことがたくさんあります。新潟大学は、一つのキャンパスにたくさんの学部があり、色々な学部の学生と交流を深めることができます。他の学部の友達とお話しているうちに、法学とは違う、新たな分野の知見や考え方に触れることもできます。

新潟大学法学部は、法律についての基本的な知識や法的な考え方を学ぶことができるのももちろん、色々な学部の学生とお話しをし、多角的な思考を身につけることができる大学だと思います。

ぜひ、たくさんのごことを学び、サークル活動や友達との交流など目一杯楽しんでください。それらの経験は、きっと社会人になってからかけがえのない思い出となることと思います。皆さんの大学生活が充実したものとなるよう、願っております。



## 千代田区役所

### 竹田 匠吾 TAKEDA, Shogo 2022年3月卒

私は、令和4年3月に新潟大学法学部法学科を卒業し、令和4年4月に千代田区役所に入庁しました。千代田区は、東京都特別区(東京23区)の一つです。特別区は、一般的な市町村と同じように、「基礎的な自治体」として位置づけられ、住民にもっとも身近な行政を担っています。千代田区は、立法・司法・行政の三権及び経済の中心であり、日本を代表する自治体です。日本の主要都市で働いているという

実感を持ちながら仕事ができていることに喜びを感じています。現在私は、災害対策・危機管理課という部署に所属し、区内の災害対策に関する仕事をしています。千代田区は、夜間人口が約6.6万人であるのに対して昼間人口は約85万人に達します。そのため、首都直下型の大地震が発生した場合、区内では約59万人の帰宅困難者が発生することが予測されています。こうした災害への備えとして、民間企業との災害協定の締結や災害対策用備蓄物資の管理等の業務を行っています。

私が公務員という職業を知る機会となった新潟大学での講義の一つに「賢人会議」という講義があります。この講義では、実際に法と関わる仕事をしている公務員、裁判官等の実務家や民間企業の方から現場の生の声を聴くことができます。実際に生の現場の声を聴くことで、法がどのように運用されているのかを学ぶことができ、また卒業後の進路選択について考えるよい機会にもなりました。また、この他にも「司法書士と法」や「弁護士と法」といった実務家の方から実践的な学びを得る場もあり、将来を考える機会に恵まれています。

また、サークル活動では法律相談部に所属していました。法律相談部では、市民の方から法律に関する悩み事や問題を聞き取り、弁護士の隣席のもと回答をする活動を行っていました。日頃の法学部での学びの実践の場であるとともに、活動を通じて得た傾聴力が今の仕事にも役立っていると感じています。

新潟大学法学部では、多種多様な講義が用意されており、自らの学びたいことを追求しやすいカリキュラムとなっています。また、講義だけでなく学外で活躍する機会にも恵まれています。常に挑戦して、4年間の大学生活を過ごしてくれたらと思います。



## 会計検査院

### 小早川 魁都 KOBAYAKAWA, Kaito 2020年3月卒



現在、私は会計検査院の職員として働いています。私たち公務員は、法律に基づいて業務を執行しております。私の所属する会計検査院は、憲法に「国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。」と規定されており、具体的な業務としては、国の各機関の政策、事業において、国民の税金が適切かつ有効に執行されているのかを実際の現場に足を運び、自らの目で確認し、不適切な事態や改善すべき事項がないかを検査する仕事をしております。実際に執行されている政策等を検査し、不適切な事態

等を見つけることは難しく、かつ責任のあることではありますが、非常にやりがいのある仕事です。これらの業務も法律に基づいて従事しており、この新潟大学法学部、ゼミ活動、部活動で学んだリーガルマインドは自らの礎となっております。

私が国家公務員の中でも「会計検査院」を志望した理由は、私たちの生活に直

## 新潟市秋葉区健康福祉課 保護係

### 田辺 寧々 TANABE, Nene 2021年3月卒

私は現在新潟市秋葉区にて生活保護のケースワーカーの仕事をしています。具体的には生活保護受給者の方の家庭訪問や面接相談、就労支援、保護費の算定などを行い、自立を支援しています。このような仕事内容を聞くと、一見、法学部の知識が必要ない仕事に思われるかもしれませんが、しかし、この仕事には法律の基礎的知識と、法律を読み解く力が必要です。この力なしには、保護費を正確に出すことができませんし、市民の方に説得力のある説明や支援ができません。

このような力を身につけることができたのは、法学部で様々な経験をする事ができたためです。私は学生時代、憲法ゼミに所属していました。私の所属ゼミではフィールドワークがあり、他県の市役所や県内施設などへ赴いていました。法律の中でも憲法は特に抽象的で、座学だけでは実態をつかみにくく感じます。しかし、フィールドワークをすることで、実際の現場で憲法・法律がどのように考えられているかを見て理解することができました。また、先生方の手厚いご指導のおかげもあり、難解な法律を自分で読み解き、理解することができるようになりました。ここで得た法律解釈力は今の職場でも活かしています。

更に、私が学んだことは法律の知識だけではなく、大学で様々な人と

交流することにより、市役所の仕事に欠かせない、コミュニケーション力や傾聴力を身につけることができました。新潟大学は総合大学であるため、他学年・他学部の方、留学生の方と交流することができます。更に授業、ゼミやサークル、団体等は自分で希望すれば自由に参加し、活動することができます。私自身は日本各地を自転車で行くサークルと、学内外の人と協力して事業を行う団体に入っていました。学校や年齢、バックグラウンドの違う方々との交流により、コミュニケーション力を磨くことができました。4年間で法律だけではなく、人間として必要な力や他では経験できない思い出を作ることができました。

新潟大学は一生ものとなる、考え方・知人・自分の強みを手に入れることができる場所です。皆さんが多くの経験をし、自分の糧となるような学生生活を送れますよう、祈っております。



## 独立行政法人国民生活センター相談情報部

### 高橋 捺紀 TAKAHASHI, Natsuki 2018年3月卒

私は現在、独立行政法人国民生活センターで消費者行政に携わる仕事をしています。私の部署では主に全国の消費生活センターの相談業務の支援を行ったり、今注意してほしい消費者トラブルについて官公庁へ情報提供するとともに、マスコミ取材等を通じて消費者にも注意を呼び掛けています。

皆さんがお住まいの市町村にも消費生活センターという行政の窓口があると思います。その窓口では事業者と消費者との間に生じた契約トラブル等を専門の相談員が聞き取り、相談解決のための助言や事業者との交渉を行っています。私が勤務する国民生活センターでは、消費生活センターに勤務する相談員が相談処理の助言を得たいときの問合せ先、いわば「相談員のための相談窓口」として地方行政の支援を担っています。

「契約トラブルの解決」というとまず皆さんは民法を思い浮かべると思いますが、実際に事業者と交渉するときは六法だけではなくさまざまな特別法(特定商取引法、割賦販売法など)や裁判例を活用します。生活全般に係る消費者トラブルを扱う日々の業務では、あらゆる分野の法的知識が求められますが、大学時代に身につけた法律を解釈する力や判例を読み解く力が生かされていると思います。



学生時代私は民法ゼミに所属し、親の権限との関係からみた医療に関する子どもの自己決定権をテーマにJRPを作成しました。ゼミ内では学生同士の意見交換、質疑応答を中心に、常に多角的な視点から研究内容に向き合うことができました。学生当時は大変に感じることもありましたが、社会人となった今は論述式の学期末試験の勉強やJRPの作成、ゼミ内での報告・意見交換があったからこそ、論理的な文章の構成力や相手に伝わりやすい表現力が身に付いたと実感する機会が多々あります。

独立行政法人などの政府系行政機関への就職は、一般的な地方公務員とは違い何か一つの専門分野を極めるという面白さもあります。新潟大学には「あなたの興味・関心」がどこにあるのかを教えてくれるさまざまな法学・政治学の授業やゼミがあり、学生思いの先生方によるサポートも充実しています。ぜひ自発的にやりたいことを見つけ、自分の軸を大切に大学生活を過ごされることを願っております。

皆さんが多くの経験をし、自分の糧となるような学生生活を送れますよう、祈っております。

# 法学部卒業生過去3年間の進路

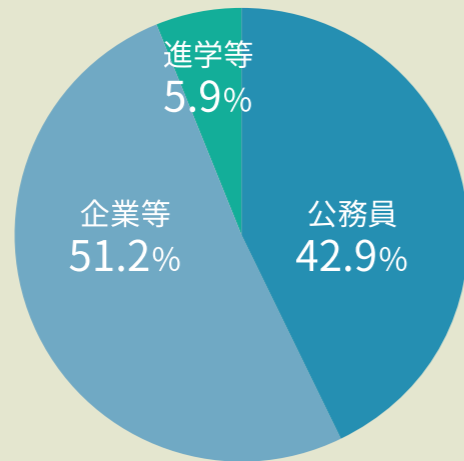
(2019年度～2021年度  
企業・機関・組織名などは採用当時)

## 進学

卒業生の進学先は様々ですが、進学先を大別すると、高度専門職業人を養成する大学院と学部で学んだ内容をさらに研究する大学院に分けられます。高度専門職業人養成課程としては、法曹（裁判官、検察官、弁護士）養成に特化した法科大学院や、政策形成・実施・評価の専門家を養成する公共政策大学院などがあります。学部での学修を深化させ研究者や専門知識を持つ人材を養成する大学院としては、法学研究科やそれぞれの専攻分野に関連した大学院があります。

## 就職

多くの学生は、卒業後、官公庁あるいは民間企業や団体に就職します。「社会あるところに法あり」といわれるように、どの職場でも、法律に則った判断や行動が求められています。法学部の卒業生は、「法的素養を備えたジェネラリスト」として、中央政府や地方自治体、国際機関、民間企業など、様々な職場で活躍しており、とりわけ都道府県庁や国家公務員一般職に就職する先輩が多くいます。



### 就職先の例

**【公務員】** 法務省、国土交通省、経済産業省、農林水産省、防衛省、会計検査院、法務局、裁判所事務官、検察事務官、国税専門官、労働基準監督官、新潟県、山形県、福島県、宮城県、栃木県、群馬県、青森県、岩手県、静岡県、新潟県警察、新潟市、特別区（東京23区）

**【建設業】** 本間組、不動テトラ、関電工

**【製造業】** コロナ、新潟造船、トヨタ自動車東日本、トッパングラフィックコミュニケーションズ、日鉄ケミカル&マテリアル、古河電気工業、バンダイ

**【情報通信業】** 新潟日報社、新潟放送、新潟テレビ 21、日本経済新聞社、岩手日報社、東日本放送、MS&AD システムズ、インテック、LINE

**【運輸業】** 中越運送、ヤマト運輸、東日本旅客鉄道（JR東日本）、太平洋フェリー、ジェットスター・ジャパン

**【卸売・小売業】** アークランドサカモト、ウオロク、リオン・ドールコーポレーション、ヨドバシカメラ、クスリのアオキ

**【金融・保険業】** 第四北越フィナンシャルグループ、大光銀行、新潟県信用組合、岡三にいがた証券、三井住友信託銀行、秋田銀行、富山銀行、東邦銀行、東京海上日動火災保険、第一生命保険、日本生命保険、日本政策金融公庫、日本年金機構

**【他】** 日本司法支援センター、法律事務所、税理士法人、新潟大学、防災科学技術研究所、全国健康保険協会、日本マクドナルド、アクセンチュア

### 進学先の例

法科大学院（東北大学、早稲田大学、慶應義塾大学、中央大学、大阪大学）、新潟大学大学院現代社会文化研究科、北海道大学大学院法学研究科、九州大学大学院法学府、一橋大学国際・公共政策大学院、東北大学公共政策大学院

※進路の詳細は、法学部サイトの卒業後の進路のページに掲載しています。

# 入試情報

新潟大学法学部の入学者選抜は、入学者を狭い層や地域(国)に限ることなく、できる限り開放することによって、多様な学生を受入れることを基本方針として実施します。入学機会を拡大するため、【一般選抜】【学校推薦型選抜】【編入学試験】【私費外国人留学生特別選抜】【帰国生徒特別選抜】を行っています。

入学方式の概要				国語	地歴	公民	数学	理科	外国語	小論文	合計
一般選抜	前期日程	85人	大学入学共通テスト	100	100 (100)	(100)	100	50	100	—	550
			個別学力検査	—	—	—	—	—	300	150	450
	後期日程	35人	大学入学共通テスト	150	125 (125)	(125)	100	50	250	—	800
			個別学力検査	—	—	—	—	—	—	200	200
学校推薦型選抜			50人	出願書類と面接による総合判定							
編入学試験			5人	専門科目(法学)、外国語、面接、出願書類による総合判定							
私費外国人留学生特別選抜			若干人	小論文(日本語による)、面接(日本語による)、日本留学試験、出願書類による総合判定							
帰国生徒特別選抜			若干人	小論文(日本語による)、面接(日本語による)、出願書類による総合判定							

※ 大学入学共通テストの選択科目等については、募集要項をご確認ください。

# 教員一覧

氏名	職位	専門	研究テーマ
石 畝 剛 士	准教授	民法	新種契約における債権債務内容とその契約構造
稲 田 隆 司	教授	刑事訴訟法	被疑者取調べ、自白法則
稲 吉 晃	教授	日本政治史	社会インフラ整備と政治
今 本 啓 介	教授	行政法・租税法・財政法	人口減少社会における自治体破綻法制に関する研究
岩 寄 勝 成	准教授	民法・環境法	過失相殺制度についての研究
上 村 都	教授	憲法	表現の自由と人格権の調整
内 田 千 秋	准教授	商法・会社法	法定監査人の民事責任、土業法人法制、会社法と成年後見法の関係
梅 津 昭 彦	教授	商法	会社法・保険法・金融商品取引法のアメリカ法との比較研究
大 島 梨 沙	准教授	民法	カップルの法的取扱い、家族内の財産関係、取引対象としての人格
上 山 泰	教授	民法・医事法	判断能力の不十分な成年者の民法上の位置づけの再構成
河 野 志 穂	助教	教育社会学	学校教育の職業的レリバンス
神 田 豊 隆	教授	日本政治史・国際政治史	第二次世界大戦後の日本外交
木 南 直 之	准教授	労働法	労使関係法制の再構築
久 保 英 二 郎	助教	刑法	没収・追徴、マネーロンダリング
栗 田 佳 泰	准教授	憲法	憲法とリベラリズム、ナショナリズム、多文化主義に関する理論的考察
近 藤 明 彦	教授	民事法	民事紛争の解決における民法の機能
櫻 井 香 子	准教授	刑事法実務	弁護士による犯罪被害者支援
沢 田 克 己	教授	経済法・環境政策	独占禁止政策・法と環境政策・法の調和
須 川 賢 洋	助教	情報法	インターネットや先端技術によって生じる法律問題や情報セキュリティ
鈴木 正 朝	教授	情報法	個人情報保護法、プライバシーの権利、ゲノムと法、人工知能と法
田 寺 さ お り	准教授	刑法	経済活動に対する刑事的規制の在り方
田 中 伸 至	教授	社会保障法・医療保障法	日本とドイツの医療制度の構造と医療連携体制や医療の質との関係
田 中 幸 弘	教授	民法・消費者法・企業法務	企業の内部統制と民法・消費者法・金融関係の特別法の法的枠組みの研究
田 巻 帝 子	教授	法社会学	超高齢社会における家族に関する問題経験と司法アクセス
張 子 弦	准教授	民事訴訟法・倒産法	フランス倒産法、経営者倒産責任
丹 羽 正 夫	教授	刑法	軽微事犯への対応、犯罪の非刑罰的処理
根 津 洸 希	助教	刑法・法哲学	刑罰論・責任論・先端技術と法
馬 場 健	教授	行政学	19世紀イギリスを事例とした都市の形成と行政機能の拡大についての研究
兵 藤 守 男	教授	政治学	「政治とは何か」及び「良き政治とは何か」
牧 佐 智 代	准教授	民法・消費者法	消費者の認知バイアスを利用した勧誘手法に対する法的規制の検討
益 田 高 成	准教授	政治過程論	選挙法改正をめぐる政治過程
真 水 康 樹	教授	中国政治・外交	現代中国の政治と外交、および、中国周辺諸国間の比較政治
宮 森 征 司	准教授	行政法	公私協働事業のガバナンス
山 本 真 敬	准教授	憲法	立法裁量とその統制手法
吉 田 正 之	教授	会社法	株式会社の組織・再編・会社債権者の保護
渡 邊 修	准教授	知的財産法	人格要素の財産的利用
渡 辺 豊	教授	国際法	国際社会における人権保障体制